

イラク難民に係る物資協力の実施について

〔平成 15 年 3 月 28 日〕
閣 議 決 定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、イラク難民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成14年度において、国際連合難民高等弁務官事務所(以下「UNHCR」という。)に対し、現在、ヨルダン・ハシェミット王国及びシリア・アラブ共和国においてイラク難民に対し行われているUNHCRの活動に協力するために必要な

テント

160張

を無償で譲渡し、これに必要な役務を予算の範囲内において無償で提供する。

説 明

- 1 イラク共和国においては、国際の平和と安全の維持を危うくするおそれのある紛争により、特に米国等による攻撃後、イラク国民等が当該紛争の影響を回避すべく、同国内外に大規模な移動をするおそれがあり、国際連合難民高等弁務官事務所（U N H C R）は、当該移動によるイラク近隣諸国への難民流出数を初期段階で60万人としている。
- 2 このような状況に対し、U N H C Rは、ヨルダン・ハシェミット王国等のイラク近隣諸国において、人道的な国際救援活動を実施している。
- 3 今般、U N H C Rから我が国政府に対し、ヨルダン・ハシェミット王国及びシリア・アラブ共和国におけるU N H C Rの活動に早急に必要なテントの譲渡要請がなされたものである。